様式第６号（第２面）

⑦変更事項		
⑧変更前		
⑨変更後		
⑩取扱職種の範囲等		
⑪変更（廃止）年月日		
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更（廃止）理由 再交付理由		
⑭備考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の３第２項において準用する同法第32条各号（第３号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第１号、第２号及び第４号から第９号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の６第２項第１号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第六号（第二面）を次のように改める。